

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 いぶ樹が開設するグループホーム Daichiといぶ樹（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである介護サービス包括型共同生活援助（以下、「共同生活援助」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者の意思及び人格を尊重し、適切な共同生活援助を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、共同生活援助を利用する障害者（以下、「利用者」という。）が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において入浴、排せつ又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

2 事業所は、利用者の職場、又は日中活動において利用している事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援等に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めるものとする。

3 共同生活援助の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称、所在地、入居定員)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 Daichiといぶ樹
- (2) 所 在 地 会津若松市和田1丁目7番41号
- (3) 入居定員 6人

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、従業者の員数は、福島県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) サービス管理責任者 1人

サービス管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、継続的なサービス管理及び評価等を行うものとする。

- (3) 世話人 6人  
世話人は、利用者に対して、適切な日常生活の援助等を行うものとする。

- (4) 生活支援員 6人  
生活支援員は利用者に対し、入浴、排せつ、食事等に関する介護を行うものとする。

- (5) 看護職員 1人  
利用者に対する日常的な健康管理、医療ニーズが必要な利用者への看護の提供、定期または緊急時の医療機関との連携調整や受診支援、重度化した利用者の対応に係る指針の作成、入居時における利用者とその家族への説明ならびに同意を得るものとする。

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第5条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

・身体障がい者

(共同生活援助の内容)

第6条 事業所は、利用者に対する相談、入浴、排せつ又は食事等の介護、健康管理・金銭管理の援助、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡・調整、財産管理等の日常生活に必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、一時的に体験的な共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、定員の範囲内で前項に掲げるサービスを提供することができるものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 共同生活援助を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項の支払を受けるほか、共同生活援助において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 家賃 月額 26,000円 (体験的な場合 日額3,000円)

(2) 光熱水費 月額 8,700円 (体験的な場合 日額1,000円)

(3) 食費 月額 32,000円 (体験的な場合 日額1,100円/2食)

(4) 日用品費 月額 1,300円 (体験的な場合 日額 600円)

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証(第1項については受領証)を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取り扱いに注意すること。(施設内での喫煙は禁止)

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となる行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に従う事。

(緊急時等の対応)

第9条 共同生活援助の従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに受診医療機関または、協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第10条 事業所は、その提供した共同生活援助に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火器や消火設備、その他非常時災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害時に関する具体的な計画を立て、非常災害時等に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、利用者の特性に応じ、食料その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に可能な限りつとめるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

(人権の擁護及び虐待の防止、身体拘束防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

2 従業者はいかなる場合であっても、利用者に対して身体拘束等の行為をしてはならない。ただし利用者の生命・身体等の危険防止や従業者の安全確保のためにやむおえず身体拘束を行う場合には、必要事項を記録するものとする。

3 事業所は、前項の規定を確実にすすめるために、虐待防止・身体拘束対策委員会を設置し、その運営については別に規定する。

(その他運営についての留意点)

第13条 事業者は、適切な共同生活援助が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

2 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。また、

3 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

5 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

6 事業者は、適切な共同生活援助サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(夜間の対応)

第14条 事業者は夜間について、利用者が緊急に支援が必要な時に対応できるような設備（ナースコール）等を設置し、それに応対する隣接施設の職員に、すみやかに管理者、サービス管理責任者、世話人に連絡をするように周知しなければならない。

(入院時の支援体制)

第15条 事業者は、利用者が家族等から入退院時又は入院時の支援を受けることが困難であり共同生活援助計画にその支援計画がある時は、従業者が病院等を訪問し、連絡調整や被服等の準備や日常生活上の支援を行うものとする。

2 事業者は、利用者の長期入院の場合については、共同生活援助計画にその支援計画がある場合には、必要な人員を整備し、その支援を行うものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社 いぶ樹と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月20日から施行する。

この規定は、令和5年1月1日から施行する。